

月、長州の兵、本山内に陣す。二月六日、連枝澤依を長州に遣はし、新門跡徳如上人をして攝・河・泉を巡化せしめられた。當時本山の達書に曰く

御 勤

王之儀に付、格別御省略、非常

御旅装、草鞋竹杖之御姿に而、

御忍同様、來る二十五日、新御

門跡御下向被爲在候旨被仰出之

と。聞くもの感泣して、其の教へを服膺せざるはなかつた。三月一日、朝廷九條道孝卿を遣はして、奥州を鎮撫せしめらるゝことゝなつた。そこで廣如上人は金參千兩を献じて、其の用度を補助し申上げた。同月十二日、天皇、廣如上人の老軀を憐みたまひて、携杖昇殿を許させられた。此の頃、國是漸く一變して、外國との交際、將に盛ならんとするに至つたので、我本山は、朝廷に奏し

て、軍艦を調献せんことを願はれた。ところが三月二日に至り、勅旨あり、軍艦に代ふるに大津・伏水・八幡・山崎・嵯峨五個所の、砦營關門造築を助くべきを以てせられた。

御 達 書

本 願 寺

願書之趣神妙之至被

聞召届候。王政御一新之處 皇國一統

未だ平定にも不相及之折柄

皇居之警備極而手薄兼而 御憂慮

被爲在候に付大津伏水八幡山崎嵯峨五ヶ所砦營關門等造築

嚴重に被遊度思食に候間軍艦献納に振替右之手傳可致旨被

仰出候事

三月二日

大政復古を仰せ出されてから、未だ八旬に満たざるに、斯の如く御沙汰書に次

明如上人傳 一五〇

ぐに御沙汰書を下し給はつたといふことは、是れ全く我本願寺が、勤王の微衷を、御嘉納あらせられたからである。

六 御親征と津村別院

慶應四年三月二十一日、天皇親しく東征せられんとて、大阪に幸し給ひ、津村別院を以て行宮とせられた。これより先き、二月二十八日、列侯を召し出されて詔らせ給へる中に

然るに徳川慶喜不軌を謀り天下解體遂及騒擾萬民塗炭之苦に陥らんとす故朕不得已斷然親征之議を決せり

とある通り、御親征の議は、早くより決定して居つたので、我が本願寺へは、既に二月十四日付にて、左の如き御沙汰があつたのである。

本願寺

今度 御親征に付其方大阪掛所

皇居太政官代等被借 召候旨

御沙汰之事

慶應四年二月十四日

然るに事の支障あり、御延引になつたので、更に左の如き御沙汰があつた。

本願寺

御親征之儀先達而當月下旬被 仰出候處

御延引更に來月五日被爲遊

御出羣戰地

御巡覽大阪へ

行幸西本願寺一應行在に相成候海軍

御點檢之上命を四方に降下せられ速に

追討之功を被爲

明如上人傳 一五一

明如上人傳 一五二

聞食萬民塗炭之苦を

御救濟の

叡慮に被爲在候條一同厚奉體受

邦内一致の衆力を以て執掌いたし

可奉安

宸襟候末々に至り候而も

御仁恤之

御趣意を奉戴し聊心得違無之様

御沙汰之事

二月

但行在中東本願寺

太政官代に被用候事

かくて愈々三月二十一日寅之上刻、御先手京地を御繰出し相成り、辰之上刻に鳳輦御所を御ひらきに相成り、東六條御小休み、七條通より、男山八幡宮へ御

明如上人傳 一五三

參詣あそばされ、同日は同所に御一泊、二十二日、河内守口の難宗寺（本願寺派）に御一泊、二十三日御着阪、津村別院の行在所に入御あらせられた。こより先き、廣如上人は、新々門跡明如上人をして、鳳輦を守口に奉迎して扈從せしめられた。着御の日、新門跡徳如上人亦巡化先より來りて、新々門跡と共に行在所に伺候した。是より明如上人は、本町四丁目の淨照坊に館して、行宮護衛の任に當られたのである。聖上着御の時、明如上人が、墨染の法衣に草履を穿いて、お迎へ申上げたれば、聖上を拜んで感涙を流して居たる群衆は「あれ生佛さんが勿體なや」と、何ともいへぬ光景であつた。聖上には、額面を取外した後の、折釘に御眼を止めさせられ、御下問あり、淨照坊に宿泊の明如上人を召されて、前の額面其の外、多くの畫幅を取寄せて御覽あり、頗る御満足の體であつた。又御座所の庭園、泉水、小亭、石橋の邊から廊下續きの高樓、

襲明閣に度々お登りになつて、市中を御見晴らし遊ばした。此の時の事を、聖上には深く御心に御印象遊ばされたと見えて、其の後明治三十一年十一月、攝河泉大演習に、玉駕を大阪城内に御駐めになつたる際、天守臺に立たせ給ひて、市中を御眺望あつたが、其の時津村別院を指さし給ひ、侍従を顧み給ひ、あの大きな屋根は何なるかとお尋ねがあつたので、北御堂（津村別院のこと）なる旨を言上したるに、暫く黙して在せしが、ボンとお膝をお敲きあり、さも御懐しげの御色を龍顔に浮べさせられ「あれが北御堂なるか、それならば市中を眺むる高樓があつた筈ぢや」と微笑み給ひて、當年を偲ばせられ、直ちに廣幡侍従を津村別院に遣はせられ、難有き御誼を傳へさせ給ふたことであつた。又明治五年五月中國西國御巡幸の際にも、海路大阪に御上陸、亦我が津村別院を以て行在所にあてさせられた。僅々五星霜の間に、兩度の御行幸を辱ふし、宗

門の上下無上の光榮として、深く感銘したてまつることである。

七 廣如徳如兩上人遷化

慶應四年四月八日、猿ヶ辻の警衛を免せらる。

本願寺

右猿ヶ辻御番所御警衛被仰付置候得共被免候事

太政官代

四月八日

軍防局

正月三日、御警衛の任に服してより、干今約そ九十日の間であつた。この猿ヶ辻九十日間の御警衛については、我が本願寺の上下、心を一にして奉公の誠意を盡し、新門跡徳如上人は、此の月に入りて攝河泉の三ヶ國に互れる、朝旨諭達の巡化を終りて、門末より受けしところの淨財貳千兩を、悉く朝廷に献納せ

られたことであつた。

閏四月、賊軍の勢大に衰へたるを以て、七日、聖上京師に還幸し給ふことゝなつた。此の時新々門跡明如上人を行宮に召されて、親しく勅語を賜ひ、御居室御依用の小屏風、其の他種々の御下賜に預かつた。乃ち明如上人は奉送して歸京せられ、九日廣如上人と共に參朝、天顔に咫尺し奉つたことである。當時廣如上人が、門末一般へ達せられた御直諭に曰く

當今紛擾之時節と相成殊に春初より 禁裏に近き小在及接戰於 朝廷深被爲惱 宸襟恐多事に候於 當山も御眞影御動座被爲在候得共先々平定之場に至御歸座相濟何寄以安慮之事に候就而者此頃 御親征被 仰出取分難波へ行幸辱くも津村坊舎假 皇居と被定暫時 行在被爲在候得共無程還幸之後は洛陽 皇居御警備御手薄且萬民憂苦を 御憐恤被爲有 帝畿五箇所岩營關門御造築御手傳被 仰出御請申上候に付近來世上多少之謗難耳を驚之折柄斯寵遇を蒙候事一宗之面目在職之僥倖滿悅袖に餘候雖然粒滴之一端に至迄門末信施之外目的無之寺門之儀晝夜懸命此事に候誠に宗門之興衰本廟之安危此舉に有之候得者予も室内一際令省略勤王之一端に備度就而者門末一同進而者天恩之重きに酬

ひ退而者予晩年之餘命を扶翼候様頼思處に候兼而申示候通往生を彌陀之願力に託し戰下闘諍之難迫之中にも前念命終後念即生之素懷を樂しみ門末人氣令一和嚴護法城之思より予之勤王報國之旨趣に遵奉し厚心配取持之段頼入候也

辰 閏四月

廣如宗主が王事に勤めらるゝの熱誠、言々句々の間に溢れて居る、當時一門の末徒たるもの、此の懇切なる諭達を蒙りて、誰れか感奮興起せざるものがあつたであらうか。此の月十四日、新門跡徳如上人入寂、新門跡には、曩に猿ヶ辻警衛の際、既に病ひに罹られたのであるが、力めて警衛の任務に服し、更に草鞋竹杖近畿を巡化して、朝旨を門末に諭達せられたので、歸山の後重態に陥り、終に起たざるに至られた、眞に一身を王法佛法の爲に殉せられたりと申すべきである。

五月二十七日、金千兩を軍務官に献じて、岩營關門設置の費に供した。六月

本願寺

五日明如上人法嗣となりて、新門跡と稱せらる、時に十九歳であつた。七月、金五千兩を献じて、越後鎮撫の用度を補助申上げた。此の夏太政官紙幣を發行し、通用十三年を限りとせられたけれど、人民危懼して信用するものが無い。然るに軍資は皆正貨を要することゝて、會計頗る困難を極められた。時に岩倉輔相、内命を廣如上人に傳へられたので、紙幣參萬兩を正貨に換へて進められた。

八月二十七日、紫宸殿にて御即位式を行はせられ、九月九日明治と改元、一世一元の制を定めさせらる。二年九月、廣如上人本宗教導の主意を上奏し、且つ法語を製して門末に頒ち、宗門の旨趣を謬り無からしめられた。三年十一月曩に給旨を賜はり、且つ再建の資を賜はりたる大谷の佛殿成る。十五日廣如上人疾を力めて之を慶讃せらる。四年七月、新門跡明如上人に遺訓一篇を口授

し、筆して門下に布告せらる。八月十五日、病革る、乃ち讓狀を認め、十九日遂に遷化せられた、壽七十四、諡して信法院といふ。明治三十五年四月、多年勤王の功によりて、特に従二位を贈られせられた。

八 明如上人の繼職

明治四年八月十九日廣如上人の遷化により、十月十二日、明如上人家督を相續せられ、十四日を以て、本願寺第二十一世宗主の職を襲かれた、時に歳二十二。萬延元年二月、十一歳にして新々門跡となり、慶應四年六月、徳如上人の入寂によりて新門跡となり、本年繼職に至るまで約そ十年、時恰も維新の政變に際し、廣如上人を輔佐して終始王事に勤められたことであつたが、今や本願寺第二十一世の宗主として、更に教界維新の大業に力を盡させられねばならぬ

本願寺

明如上人傳 一三〇一
ことゝなつた。

徳川氏の末葉より、神儒二道の學者、盛に佛教を攻撃し、數多の書籍も行はれて居つたが、幕府の大政奉還と共に、久しく佛教の掌握して居つた「宗門改め」の権利は廢せられ、王政復古の聲は、尊王攘夷の叫びに和して、端なくも茲に廢佛毀釋の論議を生じて、勢の趨くところ、忽ちにして上下を風靡するに至つた。されば大政官内に神祇・内國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を置き、大小の諸政漸く其の緒につくや、神祇官は七科の上位に在りて、盛に其の權威を逞しうし、佛教排斥に全力を注ぐことゝなつた。先づ明治元年神佛判然の令を下し、社僧の別當職たるを禁じ、還俗するを歸正といひ、宮門跡に復飾を命ぜらるゝに至つた。明治二年九月、宣敎使を置きて大敎宣布の任を委ね、三年正月には、宣布大敎の詔を下し給ひて、全く政敎一致の制を明にせらるゝ

に至つた。同年四月、宣敎使を更に博士となし、且つ各地の知事・參事をして、親しく大敎宣布の職を掌らしめ、かくて神道と政治とは全然合一して下に臨むことゝなつた、神道の得意想ふべしである。當時各府縣の知事等、聖慮のあるところを誤解して、名を大敎の宣布に籍り、廢佛毀釋を勵行し、佛像を焼き、古經卷を破棄し、天下に得易からざる國寶を、再び見るに能ざる不幸に陥らしめたことであつた。我國佛教界のかゝる危急存亡の際に、我が明如上人は傳燈襲職せられたのである。

明治四年八月、神祇官を改めて神祇省とし、又更に政治と佛教との關係を斷ちて、勅願所及び勅修の御法會を廢せられ、内裡に奉安せられし佛像を出して、之を泉涌寺の恭明宮に遷し、御所・門跡・院家・院室の號を停止し、總て諸國寺院の寺領地を沒收せられた。是の年十一月、朝廷岩倉全權大使・木戸・大久

保・伊藤・山口の四副使を、歐米諸國に派遣し、條約改正の事を商議せしめらるることゝなつた。此の時我が明如上人も隨航して、海外宗教の實況を調査せらるゝの準備をして居られたが、偶々廣如上人遷化の不幸に會して、其の冀望を遂ぐる事が出来なくなつたから、連枝梅上澤融を遣はし、島地默雷を之に隨はしめ、以て海外の宗教事情を視察せしめらるゝことゝなつた。又別に赤松連城・堀川教阿・光明寺爲然を、英獨二國に留學せしむることゝなり、乃ち明治五年正月十七日を以て、横濱を發航せしめた。而して默雷は歸路ゼルサレム及び印度の内地に入り、六年七月歸朝した。之れ全く我が明如上人が、衆に先だちて「知識を世界に求め大に皇基を振起すべし」との聖慮に答へられたもので、また我國僧侶の海外に航し、且つ印度内地の佛跡を禮拜せる嚆矢であつた。

九 教部省及び大教院

是より先き明治三年八月、明如上人は島地默雷・大洲鐵然を東上せしめ、朝廷に建議して請ふところあらしめた。其の趣意は、舊時幕政の時は、一の寺社奉行を以て、神官僧侶を管轄せしめたり。然るに方今維新の朝政に至り、神職祠官は神祇官を以て統理せしむるに、獨り佛教寺院に至りては、單に民部省中にて取扱はるゝのみにて、特別の官銜を存せざるは、制を得ざるの甚だしきもので、且つ堂々たる一宗本山が、町村吏員の支配を受くる如きは、公正物を待つ朝旨に背き、頗る遺憾の至りであると、其の非制を痛切に論述したので、朝廷も之を諒とし、同年十月、遂に民部省中に寺院寮を置き、寺院管轄の官銜を特設することゝなつた。けれども、神佛の間、權衡甚だ其の宜しきを得ない

本願寺

ので、明治四年夏、島地黙雷をして、宣教の官に與かるに、教部の一省を以てし、神佛二道の教徒をして、各々其の布教に従事せしむることを建議せしめた。此の年七月、民部省を廢して、大藏省に合併せらるゝことになつたので、寺院寮も亦隨て廢せられ、戸籍寮中に社寺課を設けて管理することゝなつた。そこで愈々教部の設立が焦眉の急に逼つたので、益々其の建議を督促し、五年三月、遂に神祇省を廢して、教部省を設置せらるゝに至つた。此に於て政府は、國民一般の思想を統一せしめんが爲めに、布教の方針を一定するの必要を認めて、四月、三條の教則を頒布し、神佛各派の神官僧侶をして、此の主義の下に説教せしむることゝなつた。三條の教則とは

一、敬神愛國の旨を體すべき事

一、天理人道を明にすべき事

一、皇上を奉體し朝旨を遵守せしむべき事

といふのである。そこで同月二十五日に至り、教導職を置いて等級を十四とし、此の外に教導職試補といふものを置いた。而して神官・僧侶から、講談師・俳優等の諸藝人にいたるまで、皆教導職を授け、僧侶肉食妻帯蓄髻等勝手たるべきことゝいふ布告の出たのも、此の時のことであつた。同月二十八日、神宮祭主近衛忠房・出雲大社大宮司千家尊福・前大僧正東本願寺光勝・前大僧正本願寺光尊(明如上人)・大僧都專修寺圓提・錦織寺賢慈等の十七名、始めて權少教正に補せられ、六月十三日、光勝・光尊の二上人等大教正に補せられた。かくて各宗に教導職管長を設けて、之を統轄せしめたので、明如上人乃ち一宗管長の任に就かれた。

是より先き本年三月七日、大谷家を華族に列せられ、同月十二日、眞宗々名復舊の許可があつた。當時の大政官布告に曰く

本願寺

一向宗名の儀自今眞宗と可稱旨今般 御沙汰相成候に付

此段爲心得相違候事

眞宗といふ宗名は、其の初め宗祖聖人之を定め、御歴代の 天皇の御綸旨の中にも之を掲げられ、公然唱へ來りし所なるに、往々一向宗などの俗稱を用ふる地方もあつたので、安永三年八月、自今宗名を一定して、一切の公文には、必ず淨土眞宗の本名を記載すべきことを、各藩に公布せらるゝやう、幕府に請願せしところ、圖らずも増上寺の抗議に會ひ、安永四年十一月、寺社奉行より増上寺に告ぐるに、本願寺等の宗名は、公文上一向宗と認めしむべき旨を以てしたので、爰に公訴となり、久しく相争ふたのであつたが、後輪王寺宮の仲裁で「一萬日の御預け」といふことで、依違決するところなく、終に明治の御代に及び、眞宗と稱すべき旨、公達せられたのである。

三條の教則發布せられて、各宗の僧侶教導職たることを得、佛教の勢力やゝ恢復せられたから、五年五月、眞宗五派先づ書を政府に呈して、大教院を設置して生徒を教養し、能く三條の教則を奉體せしめ、日新諸般の學科をも教授して、完全なる教導職を養成せんことを請ふた。政府も之に同意して、十一月、大教院を東京紀尾井町の紀州邸に開き、後芝の増上寺に移した。當時の有様は、佛教各宗は恰も神道の附庸の如く、上は國學者・神官・巫祝から、下は俳優・落語家・講談師まで、皆神道の教導職に補任し、天台の座主も、眞言の長者も、南禪、妙心、永平等の禪師も、兩本願寺の法主も、皆彼等の下位に附きて、三條教則の趣意を民衆に説き諭すのみで、各自の奉ずる佛教の教義、各宗の宗意などは、之を交へ説くことさへも出来ないといふ、誠に悲惨な境遇であつた。大教院が増上寺に移つた時の如き、其の本尊を撤して神鏡を置き、之を造化三

神の神殿と稱し、朱塗りの山門前に、白木の大鳥居を立て、僅に山門の樓上に傳教・弘法兩大師を初め、諸宗の祖影を掛け、各宗の管長が、紫緋の法衣をつらねて神道者流の後に随ひ、四ツ手・八ツ手の拍手の打ち方を習ひ、無相福田の袈裟を着しながら、魚鳥などを捧げて神前に拜跪する有様、實に目もあてられぬ慘狀であつた。明如上人は、夙に其の不可なるを憤慨されたけれども、當時諸宗の僧侶中、一人も之に應ずる者が無かつた。抑々神道の如きは、上皇室に關係あり、之を宗教に混ざるは、他日の弊害なきを保し難い、さるを合同一致の布教を企てんとする如き、甚だ謂れないことであつた。

明治六年七月、島地默雷歐洲より歸朝して、彼の地の宗教事情を詳しく復命し、且つ一日も早く神道と分離し、佛教各宗相提携して、釋尊の遺教を歐米各國にまで擴張せられんことを進言したので、明如上人欣快禁する能はず、直ちに之を東本願寺光勝上人・專修寺・錦織寺・佛光寺の諸法主に謀り、真宗各派聯合して、他の天台・真言・禪・淨土等の諸宗を誘ひ、神佛各別に、其の奉ずるところの教義を以て、國家に盡さんことを提議せしに、天台・真言等の諸宗派では、一人も此の議に賛同するもの無く、真宗の中でも佛光寺・興正寺は、他の諸宗と共に神道に随ふことゝなつたので、止むを得ず兩本願寺・專修寺・錦織寺の四山合同して、神道及諸宗に當ることゝなつた。當時島地默雷の奮闘は、想像以上のものがあつた。政府も其の非を悟り、真宗四派の願意を容るゝの意はあつたけれども、何分神道及び諸宗の抗議が劇しいので、容易に分離の願を許されず、紛々擾々三ヶ年の久しきに互つたが、明治八年五月に至り、漸く「自今神佛合併布教相成らず」と云へる、一片の命令にて、大教院を廢せらるゝことゝなつた。かくて明治十年一月には教部省を廢し、内務省に社寺局を設けて

本願寺

社寺の事務を取扱ふこととなり、更に明治十七年八月には、教導職を廢して、教宗派の事は、其の宗派管長に委任せらるゝことになつた。今にして之を言へば、固より理義明白にして、合同布教の不可なることは、言を待たないことであるけれども、當時に在りては、教部省の威權甚だ盛んであつて、佛教各宗皆其の鼻息をのみうかゞふて居つた際に、能く此の素志を貫徹することの出來たのは、全く明如上人の意志が確乎として動かす、幾多の障害を排除して、勇往邁進せられたからである。

一〇 謚號宣下

明治九年十一月二十八日、宗祖親鸞聖人に「見正」の謚號を賜はつた。是より先き文化年間、宗祖聖人の五百五十回忌を執行するに當りて、謚號宣下の御内

意があらせられたが、叡山の僧徒之を拒みて、遂に御沙汰止みとなつたのである。新座主傳第三(續々群書類從第二收)に、次のやうな記事が載りてある。

文化五年十二月二日、一山總代正觀院僧正、禪林院大僧都參入、今度本願寺專修寺等より、親鸞聖人大師號之事を奏聞之由、其の聞へあり、勅命あるに於ては、高德之大師之御威光薄く相成り、深く以て歎歎儀に候間、勅許あるべからざるの様、御奏聞願ひ申し、後日關白殿に仰せ入れられの處、今度之儀、容易ならざる事故、宣下あるべからざるの由也、同十九日、其旨不動院大慈院等に仰せ渡されたり。

文化六年十二月二十八日、本願寺等申請、祖師親鸞聖人大師號之事、御差支之仔細あるに依りて、願書を返下せらる(一昨日云々)、官武一統、此の旨仰せ渡されの趣、鷹司關白殿より、青木玄蕃頭を以て仰せ進ぜらる。

昔しながらの山徒の誣訴、誠に淺間敷限りである。かゝりければ、當時の達書は、次の如き不面目極まるものであつた。

開祖遠忌に付、大師號の儀願出の處、籠宴善信事は優婆塞同様の者に付、大師號被相願候儀は、一

本願寺

入輕からざる事にて、其の沙汰に及ばず候、元來源空上人より勘氣を受け候身分にて、清僧にても無之、出家さば申し難く、過分なる事に付、親鸞上人杯を被唱候事、遠慮可有之筈に候、以來心得違無之様可被致候

文化七年四月

斯ふいふ様なことで、諡號御宣下の事は、御沙汰止みとなりたけれども、それが決して、聖旨ではあらせられなかつたので、文化八年三月、いよいよ本山に於て、宗祖聖人の五百五十回忌を執行するや、時の主上光格天皇及び後櫻町上皇より、特に戸帳華鬘、並に白銀若干を、宗祖の影前に供せられたことであつた。かくて明治九年十一月二十八日、畏くも明治天皇は、特に左の如く諡號を御宣下あらせられた。

故親鸞

證見眞大師

太政大臣從一位三條實美奉

天皇

明治九年十一月二十八日

御璽

更に又明治十五年三月二十二日には、中興上人に左の如く諡號御宣下あらせられた。

故蓮如

證慧燈大師

太政大臣從一位三條實美奉

天皇

明治十五年三月二十二日

御璽

明治十年五月、宗祖聖人諡號法會執行に際しては、畏くも明治天皇は、勅使西

四辻侍従を差遣はせられ、錦一卷を影前に供せられた。又同年築地別院に於て、謚號法會執行に際しても、錦一卷を賜はり、英照皇太后陛下よりは、特に緞子一卷を賜はつた。かくて明治十二年九月には、宸翰「見眞」二大字の扁額を賜はつたのである。

本願寺

勅額 見眞

右思召を以下賜候事

明治十二年九月二十九日

宮内省

是に於て明如上人は、直諭を發して優渥なる聖旨を、廣く門末に傳へたことであつた。又明治十五年三月、中興上人謚號宣下と同時に、内務省より山科なる上人の墓地を上地せしめられ、更に左の如く兩本願寺に對して御沙汰があつ

た。

東本願寺住職

大谷光勝

本願寺住職

大谷光尊

其兩寺第八世蓮如之高徳を追賞せられ謚號宣下被仰出候に付ては山城國宇治郡西野村に有之右蓮如墳墓之地所百五十六坪今其兩寺へ下賜候條永世兩寺之共有と相定自今墓所關係之事件は總て兩寺熟議之上執行候事

明治十五年三月二十二日

内務省

是の日内務卿より、我が本山に對し「別紙之通眞宗大谷派管長大教正大谷光勝へ相達候條此旨爲心得相達候事」といふ達しがあつた。別紙とは即ち大谷派本山に對し「兩本願寺は從來同寺號を相用、稱呼之際、自然混濫し、不都合之次第有之候條、自今其寺に於て、寺號を單稱候節は、記號として、肩書に東の一

字を附記可致、此段相達候事」といふ達しがあつたのである。爾來我が本山は本願寺と單稱し、大谷派は東本願寺と稱して、兩寺々號混濫せないやうになつたことである。

一一 西南の變

明治十年二月、孝明天皇の十年祭に當らせらるゝを以て、明治天皇京都に行幸。乃ち一月二十四日東京御發輦、二品熾仁親王、三條太政大臣、木戸内閣顧問、山縣、伊藤兩參議等扈從して、海路西巡、同月二十八日、御艦高雄神戸着御、即日京都に入らせらる。かくて二月五日には、京都大阪間の鐵道開通式に親臨あらせられた。翌六日、たま〜鹿兒島の變報至る。九日奈良に行幸あらせられ。十一日神武天皇陵に謁し給ふ。時に今井町稱念寺(本願寺派)を以て行

在所と定めさせられ、十日入御あらせられた。十二日鹿兒島の變狀、京都の行在所に達す。十五日西郷隆盛・桐野利秋・篠原國幹等と、兵一萬五千を率ひて鹿兒島を發す。乃ち二品熾仁親王を征討總督と爲し、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を以て參軍と爲し、天皇蹕を京都に駐め、内閣顧問木戸孝允、參議大久保利通、伊藤博文等、征討の事務を總理し、右大臣岩倉具視東京に在りて政務を處斷し、暗號電信を以て、樞機を往復することゝなつた。當時我が本山は非常御立退所に御治定相成りて、京都府より左の如き達しがあつた。

本願寺

聖上 皇太后御滯京中非常之節其寺御退所に御治定相成候旨宮内省より達相成候條此段可相心得候事

明治十年二月一日

京都府

西南の變は、九月二十四日に至り、官軍城山を陥れて、茲に平定の功を奏し

たのであるが、當時明如上人は、連枝日野澤依を代理として、八月十日、隨員と共に京都を發し、普ねく各縣下を巡教せしめ、十月二十一日歸京した。乃ち戦後賑恤の爲め鹿兒島・熊本兩縣下へ各々壹萬圓、大分縣下へ貳千圓を寄贈し、長崎軍團病院患者を慰問して、同院へ五百圓を寄附せられたことであつた。明如上人が鹿兒島縣下の布教に着手せられたのは、明治九年一月、信教自由の布達ありて、眞宗國禁の舊制廢せられた時に始まり、乃ち一月二十六日小田佛乘（尊順）を遣はして地方廳の認可を得、同市泉町に假説教所を設けられた。爾來吳服町から築地町等に移轉、十年三月、新に宅地を購ふて一字を創建したのであつたが、時たま／＼西南の變起りて兵燹に罹り、六月金生町に移りたが、八月再び兵火の爲めに、本尊法寶物悉く烏有に歸した。かくて事變平定の後、即ち十年十一月、東千石馬場に移轉し、十一年八月、隣地を買收して、紀州和歌

浦性應寺の本堂を移し、書院臺所等を新築し、同年十月、認可を得て本山別院となつた、今の鹿兒島別院が即ちそれである。事變の際には大洲鐵然・山崎照天・香川默識・暉峻普瑞等、十數名の者、止まりて布教に従事して居つたのであるが、大洲鐵然は、木戸三位の内命を受け、縣下事情探偵の爲めに來り、政府に内應する者との嫌疑を受け、一行悉く獄に囚へられ、官軍の來着により、始めて虎口を免れ、海路長崎より大阪に護送され、本山に歸ることを得たのであつた。

一二 祐御殿及び祐の井

明治元年、江戸を以て東京と爲し、江戸城を皇居と定めさせらるゝや、親王、公卿も追々東京に移られて、京都は鳳宮を始め、親王公卿の邸宅も、漸次

本願寺

取り拂はるゝと云ふ噂高く、爲めに京都市民は安き心もなかつたが、明治十一年六月に至りて、京都の大内保存仰出され、保存廳を舊閑院宮邸内に置き、長州の伊勢華氏はれが長に任せられ、時の横村京都府知事と、百事協議して、御趣意を遂行し奉ることゝなつた。乃ち東寺町、西烏丸、南丸太町、北今出川を限りて、大内御苑の區域と定め、周圍に在る親王公卿の邸宅は、悉く取り拂ひを沙汰せられ、漸次に大内御苑を構へらるべきことゝなり、宮垣以外にて、第一に御保存の着手ありしは、猿ヶ辻なる中山家舊邸、即ち 明治天皇御降誕の聖地なる祐御殿及び祐ノ井であつた。猿ヶ辻は、皇居に接近せし要地であつて、慶應四年一月、徳川慶喜會桑の兵を發して京都を犯すや、我が本願寺に内命下り、時の宗主廣如上人は、新門跡徳如上人、新々門跡明如上人をして、晝夜交替に御守衛申上げた、思ひ出多き所である。其の猿ヶ辻なる中山邸の御降

誕地祐御殿並に祐ノ井が、大内御保存として先づ着手せらるゝことゝなつた。

此の時我が本願寺では、猪熊七條上る所に大學林を新築し、十二年一月に竣工したのであるが、其の門扉及び周圍の柵垣をば、純粹なる黒鐵を以て作つたので、結構當時に其の名高く、伊勢華保存廳長及び横村京都府知事も、之を視て密かに羨望し、宮中に内奏するところある由を聞いたので、乃ち明如上人は、御降誕の聖地御保存に就き、御兆域に鐵扉鐵柵の献上を願ひ出られたのであつた。時恰も 明治天皇には三重・愛知・岐阜三縣下に互る、大阪名古屋兩鎮臺の對抗大演習に臨御あらせられ、京都に行幸、泉山御參拜仰出さるゝといふ折柄であつたので、直ちに願ひ出での旨聽許相成りた。そこで本願寺に於ては、晝夜兼行にて其の工事に従ひ、明治十三年七月十日、目出度く竣功した。果して同月十三日、車駕京都着御、十五日泉山行幸、十六日今出川御門内桂宮行幸御

本願寺

通筋として、猿ヶ辻なる舊中山邸の御降誕地祐御殿並に祐ノ井御通覽、其の鐵扉鐵柵の工事に深く御満足あらせられ、特に門扉右柱に

『本願寺第二十一世傳燈光尊獻之』

と印刻することを許させられた。かくて同月十九日御發軔、神戸に向はせらるるに際し、特に本願寺大學林に御立寄仰せ出され、彼の姉妹柵たる同校の鐵柵を窺覽あらせられ、御氣嫌殊の外御麗はしく、樓上にて御休憩中、明如上人及び令妹朴子へ拜謁を賜はつた。當日は暑氣殊に酷しかつたので、御成りの間に氷柱を立て、涼をまいらせたことであつた。かくて二十一日神戸より扶桑艦に召されて、二十三日東京へ還幸あらせられた。

一三 興學布教

維新中興の大業既に全く、開國取進の國是、着々として進歩し、時運煥然として開發し、廣く泰西各國の精華を抜き、我が日東の帝國は、駸々乎として文明の域に進んで行く。明如上人大に時勢の推移に鑑み、帝國文運の開進に伴ひて、興學布教の爲め、漸次に幾十萬の資を投せられた。先づ學事に關しては、年々巨萬の費を抛ちて、派内の教育機關を擴張し、門末子弟の教養に意を専らにせられ、又別に留學生規則を制定して、内國の大學・高等學校、其の他各種の専門學校に、或は英・米・獨・佛・露・清等に、幾多有爲の青年を留學せしめられた。次に布教の方面に就ては、海外開教は上人由來の希望であつたが、明治二十年の頃より、時機漸く熟し來りて、有爲の青年僧侶を之れに任じ、西比利亞・韓國・清國・新嘉坡・亞米利加・布哇・濠洲等の各地に、着々として眞宗の教線を擴張せられ、幾回か布教上の視察者をも派遣せられたことである。二十八

年、臺灣我が版圖に歸するや、直ちに開教使を派遣して基隆・臺北・打狗・新竹等の各地に布教場を設け、遂に堂々たる別院の建立を見るに至つた、明如上人は又社會の改善に最も意を注ぎ、其の第一着として囚人の感化を急務と爲し、早く明治三、四年の頃より、關東門末の僧侶をして、監獄教誨に従事せしめられたのであつたが、其の後漸次各地に及び、明治十三年に至りて、内務省より我が本山に依頼するところあり、上人乃ち教誨師を各監獄に特派せられ、囚徒の感化に力を盡さしむることとなつた。その後多少の隆替はあつたけれども、獄制の改良と共に、益々教誨の必要と、其の効果も認められたので、教誨師の手當を國庫より支辨し、監獄内に教務所を置き、勤績有功の教誨師を拔擢して、奏任官の待遇を與ふる様になつた。今日では、内地の各監獄から臺灣・朝鮮・滿洲に互りて、其の本支分監に教誨師を派遣することに至つて居る。其の他内地

一般門末の教導に至りては、日夜に心を碎かれたことであるが、更に海陸軍の軍隊に向つても、布教使を派遣して、眞宗の信仰を鼓吹せられ、特に二十七八年役に際しては、非常の盡力をせられたことである。

然るに是等教學に用する資財は、其の多分を門末隨時の懇志に仰ぎ、固定の収入といふは無かつたので、明如上人は深く之を遺憾とし、明治十九年三月、護持會を設立し、其の資を募集することに決して、廣く門末に達せられた。明治二十一年三月の消息に曰く

專修正行の繁昌は遺弟の念力より成す先徳も示し玉へり、されば幸に時機相應の要法たる弘願眞宗の一流をくむ門葉、粉骨碎身の思ひに住し護持の念力をばこぼさるべけむや、しかれども其念力をばこぶについては眞俗二諦にわたり、世間出世に通じてこゝろを用ふべきよしうけたまはりつたふるまゝなり。これによりてさいつこゝろより護持の一會を設け門末を勸誘せしこゝろ、一同隨喜賛成せらるゝこゝろ、一宗繁昌の基となりぬべく深くよろこぶこゝろに候。それにつきてこの會を設け

し旨越はしげく書取をもて申示し候へども、なほゆきさどかさるるもあらんかき、かされて筆を染て申のべ候。抑護持の一會は、護國扶宗の功績を期すること今さら申すまでもこれなく候、その護國と申すは王法爲本の宗則にしたがひ、教育衛生といひ殖産興業といひ、すべて文明の氣運に應じ、わが皇國の光を宇内にかゞやかし、天壤無窮の皇恩にむくひ奉るにあり。しかれば教育衛生につきても昔日の陋習になづます、殖産興業にいたりては農業をはじめとし、事毎に改良の方法を用ひ、いさゝかにても國家の富強をはかるを本意とす。さりながらあやまりて私利をいさなみ、徳義をかるむするようなりゆき候ては、其所詮あるべからず、されば一般の人民にありては倫理をたふさび、徳義を重むすべきは勿論なれども、ここにわが一流の門葉におひては、前住の遺訓にも示し給へることく、觸光柔輦の願益により、崇徳興仁務修禮讓の身となり候へば、天下和順の金言にも相かなひ、皇恩の萬一をもむくぬ奉ることなるべし。その扶宗と申すは、まづ自身出要の大事をあやまりなく報土得生の眞因を領得し、平生業成の身となり、いよく大悲傳普化眞成報佛恩のおもひより學事をさかむにし、人材を育成し、興法利生世運を併進し、無邊の群類を化し、あまれく衆生をして二諦の妙味を愛樂せしむるにあり。されば弘教の根基を固くし大法護持の念願ゆるかせにおもふべからず、二利満足せしめらるべく候。其平生業成の宗義は、願成就の文に聞其名號信

心歡喜と、き、即得往生住不退轉と示し給へるを、依憑とす、毫末も自力の機情をまじへず、佛願の生起本末なき、て疑心あることなきを歸命の一念と申すなり。其一念のたぢごころに、彌陀の心光攝護してながく生死をへだて給ふを住不退轉とも申す也。されば一念にわが往生に治定しなほりねれば、盡形壽の間はひこへに佛恩のかたじけなきことをおもひ出で、報謝の稱名相續し、上に示すまごころの王法爲本の宗則をあやまらず、人民の徳義を全くし、護國扶宗の念力を盡し、専修正行の繁昌を期せられ候事肝要に候。かへすくも同心の行者此會の隆盛をはかり、淨財の喜投をつのり、教學の資糧にかくまごころなからしめんやう希ふまごころに候也あなかしこく

明治二十一年三月七日

かくて明治三十三年九月、財團設立を申請し、同年十二月七日、内務大臣の許可を得て、資産茲に確定し、爾來其の利金を以て、興學布教の資を扶助して居ることである。

一四 二十七八年の役

明治二十七八年の戦役に際しては、明如上人最も盡忠奉國の事に苦慮せられた。開戦に先だちて、七月二十五日、在韓信徒並に軍隊慰問の爲めに使僧を派遣して、清酒五十石・陣中名號數千幅・書籍若干を軍隊に寄贈し、同月三十一日、軍資金五千圓を献納せられた。當時明如上人は、病の爲めに久しく轉地療養中であつたが、推して歸山し、執行をして訓告を發せしめ、八月二日門末一般に親教せられた。同月七日、大詔の煥發と共に臨時部を設け、部長大洲鐵然以下の部員を任命し、恤兵獎勵・從軍布教等の事務の進捗を計られた。十二日東上、十四日參内して天機を奉伺せられ、越へて十七日、特に宮中より召されて參内、鳳凰間にて拜謁仰付けられた。即夜東京出發歸山せられ、二十日より新法主光瑞上人と手を分ちて姫路・廣島・吳・門司・小倉・熊本(以上明如上人)・大阪・伏見(以上光瑞上人)の各軍隊を慰問せられ、親教に歸敬式に、殆んど寧日

なき有様であつたが、病氣再發の徵があらはれたので、熊本から一先づ歸山せらるゝこととなり、新法主代りて熊本・佐賀・佐世保・長崎・馬關・松山・丸龜等の各軍隊を慰問し、十月五日歸山せられた。是より先き、明如上人熊本より歸山の途次、大森を廣島に進めさせらるゝ。明治天皇陛下を神戸に奉伺して、九月十五日歸山。十月十四日、左の直諭を門末に發せられた。

こたび清國征討の舉は我國未曾有の事にして、國家の隆替も此勝敗如何にあれば、國民舉りて或は恤兵に或は軍資に丹誠を抽でられ候事千萬難有事に候之に由て予も過る八月十四日天機伺の爲上京し、歸山の後第四師團の慰問は新門に命し、第五第六の兩師團吳佐世保の兩鎮守府の軍隊を慰問せんぞ、同廿日發途して有縁の人々に對し、本宗二諦の教旨、生ては 皇國の臣良となり死しては安養の往生を遂べき旨懇諭に及びしに、一時嚴暑の氣に侵され身體意の如くならざるより、俄に新門を熊本へ召下し佐世保馬關松山丸龜の所々を慰問せしめ、予は福岡より歸山の途に着しに、圖すも大元帥陛下の大本營を廣島へ進ませらるゝに付、神戸に御着輦の日同所に着しかば、行在所に伺候して、龍顏の麗はしきを拜し奉り御發輦を奉送しつ、即日歸山なしぬ、夫より以來陸海軍共に連

戰連勝の好報に接することは全く、陛下の御威徳の然ら令る所とは雖も、又將校士卒の忠勇の致す所と國家の爲慶喜此上はなく候、此時に方りて益々本宗の教義を聞開き世出世に付遺憾無らんこゝ肝要に候、抑我等如き罪惡生死の凡夫を救はんとして願行成就し給ひし、御姿即南無阿彌陀佛の六字なれば、其名號のいはれを聞て御助け候へし信順する一念に光明攝取の火益を蒙り、臨終を待たず來迎を期せず、平生の時往生の業事成辨する故に如何なる事縁に遭遇するも一點の怖れなく、死を視ること歸るが如き金剛堅固の安心に住し報謝の稱名怠慢なく、皇恩佛恩の忝なきを念ひて、不惜身命報公の誠意を竭くさるべく候、借々惟みれば征清の事たる東洋一般の平和を保ち、皇國をして富嶽の安きに在らしめ、萬民永遠の安寧を計らせ給ふ大御心に外ならず、之が爲に畏くも九重の宮城を出させられ、狹隘なる行宮に移り給ひ萬事御不自由あらせられ、出征の將士は身命を惜まず、萬里の異域に渡り、砲烟彈雨の中に在て國光を發揚す、彼を仰ぎ此を念ひ各自に艱難を憚からず、職務に勉勵し節儉を確守し、富國強兵の基を堅くせられ候はゞ、誠に詔勅の聖意に相契ひ、嚴護法城の旨にも相當り遂には、國豊民安兵戈無用の域に立到るべく、眞宗念佛の行者の本分之に過ぐ可らず候也

明治二十七年十月

かくて十一月二日、天機奉伺の爲め再び廣島に向ひ、五日拜謁を賜はつた。此の月一日、臨時部長大洲鐵然を韓國に派遣し、二十五日大本營の許可を得て、布教使十數名相前後して從軍することゝなつた。翌二十八年三月六日、臨時部を廣島に進め、此の日光瑞上人をして、天機を奉伺せしめ、十日城東練兵場に於て、第一回追弔大法會を修し、次で十五日、吳鎮守府に海軍追弔會を修せられ、爾來各師團・分營・鎮守府等に於て、忠死者追弔法會を修し、併せて各病院を慰問せらるゝこと、翌年六七月の頃まで絶へなかつた。

二十八年七月、直諭を發して戦後の心得を示された。此の役、軍事公債に應ずること前後二回、各々五拾萬圓であつた。又開戦當時に五千圓、臺灣征討に際して五百圓を恤兵部に献じ、軍人に歸敬式を施すこと五萬一千三百名、陣中名號を授與すること十萬五千幅、教諭書十萬通、書籍八萬五千冊、手巾八萬

筋、藥品一萬包を寄贈せられた。願れば戦役の始終に互り、明如上人親しく病軀を東西に驅られ、且つ光瑞新法主以下役員を督勵して、奉公の大義を説き、二諦の教旨を懇諭し、外には軍隊を鼓舞し、内には門末を奨勵し、夜を日につぎて奉國の誠意を盡されたのであつた。後三十三年北清の變あるや、復外には直ちに從軍布教使を派遣し、内には門末に向つて恤兵献金の擧を奨勵せらるゝこと、すべて前年に同じく盡忠の誠を致された。

凡そ明如上人の一代に於て、曩には維新の戦亂あり、後には二十七八年の役あり、而して孰れも宗門の上下全力を捧げて、奉公の誠を盡したことであつた。是を以て前には明治五年三月、勤王の功を賞して華族に列せられ、今又二十九年六月、一躍伯爵を授けらるゝの恩命を蒙つたのは、全く二十七八年役に於ける、奉公の事績を御嘉納あらせられたることであらうと、感激恐懼の至りに堪へない次第である。

一五 社會救濟

明如上人が、社會の改善に最も意を注がれたことは、前に記するところの如くであるが、維新以來、我國佛教者の手に成れる感化院・孤兒院等は、全國に互りて其の數七十有餘に達して居る。明如上人も亦此に留意すること深く、從來各地の感化院・孤兒院等、及び不時の飢饉・震災・水害・火難等の罹災者の爲には、巨多の金圓を義捐して居られたのであるが、將來永遠に之を行はんとするには、茲に基金の準備をせねばならぬ。又前記の如く監獄教誨には年久しく従事しつゝ、其の効果大に顯はれては居るけれども、之れが成功を全くせんには、不良少年の感化・孤兒貧兒の教養・放免囚人の保護等、皆必須の事業である。

是等の事、少額の資本では出来ること無。乃で明如上人は深く決するところあり、本願寺の門末より、普ねく全國の有志に及ぼし、一大財團を組織して、慈善事業の基礎を鞏固ならしめんとし、明治三十二年六月十日、及び七月二十日の兩回に亙り、全國より有志の門信徒を本山に召集し、大日本佛教慈善會財團の計畫を議定して、設立の端緒を開き、三十三年八月二十八日、募財の許可を得、三十四年九月二十一日、財團法人の設立を許可せられ、基礎漸く確定することを得た。當時上人の消息に曰く

觀無量壽經に佛心者大悲是と説きたまへることを、覺如上人はあはれみを物に施すことより外に佛のすがたやはあると詠ぜられたり、しかれば凡佛教を奉ずる輩、誰かは佛の御心にしたがひて哀愍衆生のおもひなかるべき、つらく、現今の世態を案するに知識ますく、開くさいへども、徳義漸く退歩の傾を生じ、産業いよく興るさいへども窮民また増加の勢を醸せり、苟くもこれを救済せんと欲せば大悲の佛意に基き、眞俗につけその方法を講ぜざるべからず、これによりてさいつ年

より一大慈善會を創設せんことを切に希望したりしも、春來宿痼頼に加ほり起居心にまかせず、久しく病床にありて偏に心を痛ましむる所なり、あはれ値ひ難き佛法にあへる人々予が志をたすけ速に本會の基礎を固くせられんことをそれがはしく候らへ、抑當流の法義は眞俗二諦にして來世得脱の眞因はたゞ彌陀大悲の誓願を深く信するばかり也、この本願を信すれば不可稱不可説不可思議の功德は行者の身にみたり、故に餘行餘善に心をさめず其名號をとなふるも、たゞこれ常行大悲知恩報徳にして、自身往生の業とは思ふべからず、しかれどもすでにかゝる大益を蒙りたれば、おのづから仁慈博愛の金言にかなひ、忠君愛國の道を守り、慈善の事業をも心がくべき勿論なり、しかるに自力の諸善を以て往生の因種に擬するを誠むるより、遂に世間の慈善をおろそかにすべきやう心得あやまる輩もあらんかきなげきおもふ所なり、希くば一流の道俗眞俗二諦の法義を誤なく、佛陀の大悲に安住し、世の中安穩なれ佛法弘まれおもひて、進んでは社會の安寧を保ち退ては佛教の弘通をたすけ、本會の發達せんことを希ふばかりに候也。

明治三十二年九月

かくて將に事業經營期に入るに際し、報命盡きて明治三十六年の一月十八日、遂に遷化せられたのであるが、人は逝くも事業は逝かず、爾來年々評議員會の

本願寺

議決を経て、財團直接經營の各種慈善事業以外、全國二十有餘箇の慈善團體に補助し、又各地に於ける不時の災害に關しては、常に救助金を寄贈して居ることである。特に明治三十七八年戰役の際には、奉公の賞として金杯一個を下賜（三十九年四月一日付）せられ、四十二年二月十一日には、從來慈惠救濟事業の爲め、經營盡力するところ尠からずとありて、事業資金として、金五百圓を下賜せられた。此の成績と、是の光榮とに、華藏界裡の明如上人も、微笑せらるることであらうと思ふ。

一六 上人の性格

明如上人は容姿端正、資性謹嚴、事に處する甚だ慎重、而して一たび決するや、之を貫徹せざれば息まない人であつた。上人の此の性格は、一派の施設の

本願寺

上に能く現はれて居る。明治の初め、彼の神佛分離の運動に際し、常に眞宗四派の中堅となりて、素志を貫徹せられたることは、前に記する通りである。後明治三十二年、政府宗教法案を草し、之を帝國議會に諮らんとするや、法案の精神頗る公平であつて、總ての宗教を同一視するの提案であつた。是れもとより信教自由を制定せる、我國憲法の主旨に基けるもので、各種の宗教は、此の公平無私なる法律の下に、堂々として各自の教旨を宣揚し、飽くまで自主獨立の態度を取るべきである。然るに佛教各宗の見るところ此に出でず、或は國教制度と云ひ、或は特別保護と云ひ、ある特殊の法律の下に、姑息の安逸を得んことを主張し、各宗管長の協同を以て、政府に當ることゝなつた。時に諸宗派皆之れに附和雷同したけれども、我が明如上人獨り超然として之れに賛同せず、別に穩健なる立案を提して、政府に示したことであつた。當時諸宗派輕浮

の徒輩、東西に狂奔し、多數をたのみて放恣の言辭を弄し、協同に應せざる我が本願寺派を以て、外教に改宗せりなど、惡罵を逞しくしたことであったが、上人の態度、屹として變せず、一派の上下、毫も動搖しなかつたので、世の識者、永く嘆賞して措かないことである。越えて三十三年、暹羅皇帝釋尊の遺骨を我國佛教各宗に贈らるゝや、大菩提會なるものを組織して、空漠誇大なる計畫の下に、各宗の大同盟を形成したことであった。當時明如上人は、同會の前途甚だ危険にして、全く望みなきことを觀破せられ、遺骨を奉安すべき覺王殿建築費の内へ、金貳萬圓を寄附すべきことを約し、斷然として大菩提會の加盟を拒まれた。この時もまた罵詈を逞しくするものあり、加盟を勧誘するものあり、いろ／＼であつたけれども、遂に應せられなかつたが、果して大菩提會は破綻縱横、醜聲頻りに起り、曾て揚言したる誇大なる計畫は影だに見へ

ず、世また上人が先見の明に敬服したことであった。上人の稟性かくの如くであるから、其の興學布教、社會改善等の事業の如き、輕舉經營に着手せらるゝことなく、前に記するが如く、護持會財團・慈善會財團を組織して、確固たる資源の下に、事業を創始せられたから、一派の經營年と共に其の實績を擧げて居ることである。

更に又明如上人は、泰西の文物に對し、採長補短の必要を痛切に感じて居られたから、夙に有爲の青年を、海外に留學せしめられたことであるが、明治三十一年、新法主光瑞上人支那内地を視察せられ、翌三十二年春歸朝。同年冬更に歐米視察の途に上らんとせらるゝや、時に明如上人宿痾再發して、前途樂觀すべからざる容態にあつたので、群議頗る高くなつたことであるけれども、自ら進んで新法主の外遊を激勵せられ、且つ再會遂に期し難かるべきを慮り、發

程に臨み、懇切精細に遺命せらるゝところがあつた。かくて光瑞上人は、遍ねく歐洲各地の視察を遂げて、歸路既に印度に達して居られたが、時に明治三十六年一月初旬、宿痾革まりて左右甚だ心を痛め、日夜看護に怠りなかりしも、漸次危篤に陥りて、十八日午前一時終に遷化せられたのであつた。終焉に先だちて、十六日正二位に進められ、明治天皇・昭憲皇太后兩陛下より、御見舞として御下賜品があり、二月七日葬送の當日には、特に儀仗兵を附せられた。壽五十一、諡して信知院といふ。

明如上人の歌道に堪能なりしは、殆んど天性とも云ふべきほどであつて、幼少より其の嗜み深く、十二歳にして有栖川宮に歌道入門せられ、二十歳の時には、御歌人の數に加へられた。後明治十六年の頃(三十四歳)より、御歌所長なる高崎正風男の門に入りて、天性の堪能に修練の功を積まれたから、上人の和

歌は嶄然頭角を抽くに至つた。遺稿『六花集』は、其の歌集である。又上人は博く内外の群籍から、諸般の調査を爲すに最も綿密を極められたが、殊に宮廷の年中行事中、其の佛式に關するものに精通せられ、歳月を費して自ら筆を執り多くの史料を纂輯せられた、遺稿『佛會紀要』が即ちそれである。

上人の平生には、尙ほ記すべきこと頗る多いが、今は凡て之を略せねばならないのを遺憾とする。現今我が本願寺派に於ける内外の施設經營は、別項「本願寺の現勢」に記するところの如くであるが、之れ皆謹嚴なる明如上人によりて其の基礎を築かれ、豪邁なる光瑞上人によりて大成せられたものである。噫明如上人遷化以來茲に十有七年になる。今や世界の大戦は既に講和期に入りて居るが、思想界の動亂は正に酣なる時期に際して居る。然るに光瑞上人亦遠く異郷に去りて職に在らず。明如上人を傳して筆を擱くに當り、無量の感慨禁ず

ること能はざるものがある。(脇谷橋謙)

足曳の山口の縣なる覺法寺鐵然は、夙くより 勤王護法の精神あつく、ひまたびは俗界に投じて王事にいたづき、更に緇衣に復して弘教につとめ、ここに先門遷化に臨みて後事をゆだねおかれしかば久しく本山に在りて内外の要職に就き、予が爲に補佐の任に當りたりき。さるをさいつ頃より二豎に犯され故山に歸臥して醫養おさく、懈りなかりけれど、聊もそのしるしみへず、日にノノ疲勞のみくは、りもてゆくよしき、て、いかにあらんとふかく心をいためつゝありけるに、いにし二十五日さいふ日の夕、あはれ稱名の聲のうちに、往生をさげたりとつげおこせぬ、其なごりおしきはいふもさらに、年ごろにつくし、功績をおもへば、予は恰も杖をうしなへるこゝちぞする、國家の爲め法門のため歎きてもなほあまりあることになむ。鐵然危篤にせまる數日前、先門贈位の御恩典を蒙りしかば、そのよしつげやりたるに病苦の中にもいたく 天恩の優渥なるに感泣したりきと、そのうからよりきくにつけても奉告の式典にだに列らしむることあたはざりしは、遺憾のきはみさいふべし。さればせめて予が哀悼の意をひつぎのまへにつげ、かつは遺族のなげきをもなぐさめんとて、おもひつゞけたる歌ふたつ

はなはまたちりあへぬほるのくれかたにきみはたからのくに、かへれり
なにごさもすぐせなりけりなき人のこゝろをつぎてのりにつくせよ

(明如上人)

本願寺の現勢

現今本願寺一派の統轄は、本山と地方との二に分ち、本山に執行所を設け、地方に教務所及び組長事務所を置く。事務執行は、寺法第三章に「執行は法主を匡輔し興學布教及び派内を統理する百般の事務を執行するものとす(第十一條) 前條の事務に於て派内に對しては執行其責に任すべき者とす (第十二條) 執行は例規に依て派内の僧侶を懲戒する事を行ふ但し度牒を奪ふが如きは集會の議を経る者とす(第十三條) 執行は派内の僧侶法臘十五年以上にして其任に適する者數名を以て之に任す(第十四條) 執行は法主之を任免す但し其任免に先ちて集會の公認を経べき者とす(第十五條)とあるに依り、特任せられたる執行を以て組織し、此の中一人を執行長とす。此の執行の職務するところを、執行所

と稱し、執行所に内局・法務部・學務部・教務部・庶務部・財務部の一局五部を置いてある。内局は所内の樞機に關する事項、法務部は一派の法要式事に關する事務、學務部は學事、教務部は布教、庶務部は門末に關する事務、財務部は出納理財に關する事務を處理する所である。此の外に監正局ありて賞罰及び派内の各規程に依る申告又は末寺の訴願に關する事務を取扱ひ、又會計検査部ありて執行所に屬し、收支決算の検査を行ひ、又風紀部ありて、山内並に本廟の風紀・衛生・防衛に關する事務を掌理し、又本願寺の寺債償還の爲に本山講があり、又東京には別に出張所を置いて、所長は執行長が兼掌して居る。又佛教婦人會聯合本部、佛教青年會聯合本部ありて、地方支部の統轄・聯絡・監督・獎勵等の事務を執つて居る。更に又一派布教興學の資金として護持會財團あり、大正七年十二月三十一日の現在にて、金壹百四拾九萬四千貳百四拾六圓四拾參錢

五厘也を有し、又慈善事業の資金として大日本佛教慈善會財團あり、大正七年十二月三十一日の現在にて、金壹百拾壹萬壹百四拾九圓拾四錢貳厘を有し、又本山・別院・末寺・説教所・教會講社の維持資金として本末共保財團あり、大正七年十二月三十一日の現在にて、金壹百參拾五萬參千七百九拾四圓拾八錢五厘を有して居る。又地方は北海道より臺灣に亙りて三十一教區に分ち、毎教區に管事を置きて、事務を掌り、又地方末寺の多少に隨て組畫を定め、毎組に正副組長を置きて、組内の事務を取扱ふて居る。又樺太・支那・北米・布哇には開教監督を置き、朝鮮には開教事務所を置いてある。又別に集會規則ありて、會衆を二類とし、第一類は法主之を特選し、第二類は派内僧侶の總代として全國二十七選區より公選し、現今特選十五名、總代四十五名あり、毎年一二月の間に本山に召集し、派内法度並に本山經費の豫算を議定して居る。

學 務

教 育

- 佛教講習會 別表
- 佛教日曜學校 別表
- 內國留學生……………一〇名
- 外國留學生……………三名
- 佛典研究生……………一〇名
- お伽嘶研究生……………二名

學 校

- 佛教大學 別表
- 平安中學校 別表
- 北陸中學校 別表
- 龍谷中學校 別表
- 千代田女學校 別表
- 京都高等女學校 別表
- 大阪相愛女學校 別表
- 女子大學 大正九年四月開業

教 本 願 寺 學

教 務

內 外 開 教

- 西比利亞開教 別表
- 樺太開教 別表
- 臺灣開教 別表
- 布哇開教 別表
- 北米開教 別表
- 朝鮮開教 別表
- 支那開教 別表
- 慈善救濟事業 別表
- 佛教研究會 別表
- 鐵道々友會 別表
- 巡回布教 別表
- 監獄布教 別表
- 佛教青年會 別表
- 佛教婦人會 別表
- 寺院門信徒 別表
- 駐在布教 別表
- 軍隊布教 別表

內 國 布 教

- 西比利亞開教 別表
- 樺太開教 別表
- 臺灣開教 別表
- 布哇開教 別表
- 北米開教 別表
- 朝鮮開教 別表
- 支那開教 別表
- 慈善救濟事業 別表
- 佛教研究會 別表
- 鐵道々友會 別表
- 巡回布教 別表
- 監獄布教 別表
- 佛教青年會 別表
- 佛教婦人會 別表
- 寺院門信徒 別表
- 駐在布教 別表
- 軍隊布教 別表

寺 願 本

本願寺の現勢

—三九—

鎮守府 横須賀	管第十六師團 下團 福篠敦饗大京 知庭野津都 山山賀野津都	管第十三師團 下團 新小村高 發千谷松田 田谷松田	管第十師團 下團 鳥舞姬 取鶴路
三	-----	-----	-----
吳	管第十七師團 下團 濱福岡 田山山	管第十四師團 下團 宇都宮	管第十一師團 下團 高丸德善 知龜鳥寺
舞鶴	-----	-----	-----
一	管第十八師團 下團 佐長佐大久 世世賀村米 保崎賀村米	管第十五師團 下團 濱豐 松橋	管第十二師團 下團 下大福小 ノ分岡倉 關分岡倉
計	二	二	三二二
七四	二	二	三二二

寺 願 本

本願寺の現勢

—四六—

軍隊布教所在一覽

管第七師團 下團 旭川	管第四師團 下團 由和歌大 良山阪	管近衛師團 下團 東京
一	二 一 二	三
管第八師團 下團 秋弘 田前	管第五師團 下團 松忠吳山廣 山海口島	管第二師團 下團 若山盛仙 松形岡臺
二	-----	-----
管第九師團 下團 鯖富金 江山澤	管第六師團 下團 都熊 城本	管第三師團 下團 岐名古 阜屋
二	-----	-----
一	二	二

寺 願 本

本願寺の現勢

一五二

奈良教區	和歌山教區	京都教區	東海教區
吉松奈榛高 野山良原田	仁西由有西和 和歌山 義佐良田川山	大西新福篠京 舞知 谷山鶴山山都	山阿四桑名豐 下日古 田喜市名屋橋
二	四	八	二

四州教區	大阪教區	兵庫教區
高八北盛溫善宇高松德 幡泉通 知濱條口郡寺部松山島	天土牧岡堺岸尼大 下生和ヶ 茶屋郷方町田崎阪	山加相神岡姫 古 崎川生戸山路
二	八	三

山口教區	山陰教區	備後教區	安藝教區
德下於萩德三小下山 福田野ノ 山松村山尻田關口	浦物森松濱鳥 郷井江田取	三油福 原 町木山	吳鍋忠廣 上海島
二	二	一	四

寺 願 本

本願寺の現勢

一五三

駐在布教所在一覽

東京教區	奥羽教區	北海道教區
結字足行横伊横八東 都須香王 城宮尾田賀保濱子京	小弘若山秋盛仙 阪前松形田岡臺	厚追帶旭札小函 岸川廣川幌樽館
三	三	三

高岡教區	富山教區	新潟教區	長野教區
中戸高 田出岡	泊入富 善 町町山	長村小高 千 岡松谷田	松長 本野
二	二	二	二

岐阜教區	滋賀教區	福井教區	石川教區
赤穂船古岐 坂積津川阜	敦八高彦能大草米 日登 賀市鳥根川津津原	栗三武小鯖福 田 郡國生濱江井	七金 尾澤
二	三	三	二

本願寺

本願寺の現勢 一三三

北海道	八六	奥羽	二	東京	五	新潟	二四
石川	六	福井	五	富山	一四	高岡	一二
長野	一	岐阜	一	三重	一二	滋賀	一八
京都	八	奈良	五	大阪	七	兵庫	一八
四州	七	和歌山	二	大分	七	安藝	二
山陰	一五	山口	五	備後	七	南豊	五
福岡	二	熊本	五	北豊	七	長崎	四
鹿児島	五	鹿島	九	佐賀	二	支那	一二
布哇	一	加奈陀	一	朝鮮	四	計	四〇七

吾派婦人會は去る明治三十七八年日露戰役に際し、婦人の自覺を促進すべく、光瑞上人の裏方故籌子の方が創設せられ、明治四十二年弓波瑞明主事に就任するや、獨立して佛教婦人會聯合本部と改稱し總裁大谷籌子の方、本部長九條武子の方、同次長梅上嶺子の方を頂きたるが、籌子の方往生後、大谷絃子の方總裁に就任せられ、今日に至る迄、故光顔院殿(故總裁籌子の方)の遺志を體し、地方婦人會を指導し本部事業として女子大學の創立を企劃し、第一期工事として京都高等女學校を完成し、愈々大正九年度より女子大學を開校するの運びに至れり、現在本部と聯絡せる婦人會は、僅かに四百〇七に過ぎざるも、各寺は競ふて私設婦人會の公認を求めつゝあり。今公認せる婦人會を教區別に配せば

佛教婦人會

本願寺

本願寺の現勢 一三三

熊本教區	人熊吉本	一三	臺灣教區	花連港	苗水	臺野	吉南	阿村	打獵	彭湖	臺北	彰化	嘉義	臺中	基隆	臺灣教區	四													
鹿兒島教區	那大種都鹿 ヶノ兒 那島島城島	二	佐賀教區	相唐鳥佐	知津栖賀	二	長崎教區	波西鷄草仙大佐	佐世保	見泊知見崎村	四	別格別院	別院	九	末寺	九六五	末寺ノ支坊	三	兩山立會末寺	三	教會講社	二〇六	說教所	二〇一	門徒戶數	一、四四〇	門徒數	三、六六五、八三三 三、五三三、八九九	信徒數	八〇、四六三 六三、六六三

寺院門信徒數一覽

計 二百四十八

鹿蓆宜林
港薯田
紫蘭村

寺 願 本

本願寺の現勢 一三五

各會中に於て數萬の會員を有するは、福井の南越婦人會、京都の京都婦人慈善教會、大阪の眞宗大阪婦人會、山口の防長婦人會、安藝の安藝眞宗婦人會、熊本の東肥婦人會、佐賀の西肥婦人會、長崎の眞宗長崎婦人會、鹿兒島の西南婦人會等なり、之等婦人會の中に於て、諸種の事業を經營し成績の顯著なるものは、南越婦人會の免囚保護、京都婦人慈善教會の慈善事業、松山婦人會、眞宗讃岐婦人會並に安藝眞宗婦人會の共に學校經營之れなり。
會員總数は約三十五萬人

佛教青年會

總裁大谷尊山殿、本部長梅上尊融殿
公認青年會の數六十、教區別にせば

北海道	一	福井	四	富山	一	石川	一
滋賀	五	京都	二	大阪	三	和歌山	一
兵庫	二	四州	五	安藝	二	山口	三
山陰	一	北豐	二	福岡	三	熊本	三
佐賀	一	長崎	五	鹿兒島	二	朝鮮	一
外國	二					計	六〇

會員約十萬人

婦人會の發展に比し、青年會の振はざるは甚だ遺憾に堪へざる次第なり。

監獄布教所在一覽

寺 願 本

本願寺の現勢

一三五

小菅監獄	二名	飯田分監	一名	宮津分監	一名
東京監獄	二名	甲府監獄	二名	大阪監獄	五名
八王子分監	二名	静岡監獄	二名	若松町分監	一名
豊多摩監獄	四名	濱松分監	一名	堺分監	一名
浦和監獄	二名	岐阜監獄	二名	奈良監獄	六名
川越分監	一名	高山分監	一名	和歌山監獄	二名
熊谷分監	一名	福井分監	一名	田邊分監	一名
水戸監獄	二名	新潟監獄	二名	神戸監獄	三名
土浦分監	一名	高田分監	一名	姫路分監	四名
宇都宮監獄	二名	宮城監獄	二名	豐岡出張所	一名
栃木分監	一名	仙臺出張所	兼任	橋通出張所	兼任
前橋監獄	二名	盛岡監獄	二名	岡山監獄	三名
長野監獄	二名	青森監獄	二名	津山分監	一名
松本分監	一名	弘前分監	一名	廣島監獄	三名
上田分監	一名	京都監獄	五名	三次分監	二名

本願寺の現勢

尾道分監	山口監獄	岩國分監	下關分監	松江監獄	鳥取分監	濱田分監	高松監獄	松山監獄	宇和島分監	西條分監	徳島監獄	高知監獄	三池監獄
一名	三名	三名	一名	二名	一名	一名	二名	三名	一名	一名	二名	三名	三名
長崎監獄	片淵分監	嚴原分監	福岡監獄	小倉分監	大分監獄	佐賀監獄	宮崎監獄	延岡分監	鹿兒島監獄	大島出張所	臺北監獄	臺中監獄	臺南監獄
二名	二名	一名	三名	二名	三名	二名	二名	一名	二名	一名	三名	二名	二名
京城監獄	永登浦分監	平壤監獄	鎮南浦分監	大邱監獄	光州監獄	木浦分監	全州分監	釜山監獄	馬山分監	晉州分監	清津分監	關東都督府監獄署	
二名	一名	二名	一名	三名	一名	一名	一名	二名	一名	一名	一名	一名	一五九

巡回布教會所教區別

北海道教區	新瀉教區	石川教區	京都教區	兵庫教區	山陰教區	福岡教區	鹿兒島教區	奧羽教區	福井教區	岐阜教區	奈良教區	四州教區	山口教區	佐賀教區	臺灣教區	東京教區	富山教區	東海教區	大阪教區	備後教區	南豐教區	長崎教區	長野教區	高岡教區	滋賀教區	和歌山教區	安藝教區	北豐教區	熊本教區	
三	一	一	五	八	四	一	一	三	一	三	一	二	四	一	一	三	一	三	一	二	一	二	三	一	二	一	二	一	一	一
三〇	一九	二四	二六	二六	一六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

備考 毎月各縣下二百六十七ヶ處の會所へ本山より定例に布教使を派遣するものなり。

鐵道々友會

(本部 東京市神田區表猿樂町二〇明治會館内)

本願寺の現勢

一、鐵道現業員	二、機關雜誌	三、公傷失業者ノ職業紹介	四、殉職者遺孤兒扶養	五、從事員子弟委託通學	六、慰安會	七、殉職者追弔會修行
---------	--------	--------------	------------	-------------	-------	------------

本願寺の現勢 一五七

布教研究會

回数	年次	會場	召集人員
第一回	明治四十二年	東京築地本願寺別院	二〇
第二回	同 四十三年	同	二〇
第三回	同 四十四年	同	二〇
第四回	同 四十五年	同	二〇
第五回	大正二年	同	二〇
第六回	大正五年	同	二〇
第七回	大正六年	同	二〇
第八回	大正七年	東京淺草東本願寺別院	一八
備考	大正七年	京都佛教大學	三〇

備考 布教研究會は毎年一回乃至二回派内有爲の青年布教使を召集し宗教行政、財政經濟、國防計劃、
 鐵道現業、社會政策、犯罪防遏、時代思潮、教育心理、陸海軍事、其他緊急なる時事問題に付
 各専門大家を招聘して研究するものとす。

大日本佛教慈善會財團事業一覽

第一直接經營	第二事業補助
(1) 廣島育兒院	(1) 貧者施療 イ、早稻田病院 ロ、富山教區記念慈惠 ハ、四恩爪生會 ニ、横須賀佛教博濟會
(2) 廣島修養院	(2) 孤兒貧兒養育 イ、甘露育兒院 ロ、清水育兒院 ハ、九華育兒院 ニ、龍華孤兒院
(3) 廣島保護院	(3) 孤兒貧兒養育 イ、甘露育兒院 ロ、清水育兒院 ハ、九華育兒院 ニ、龍華孤兒院
	(4) 罹災救助 イ、愛媛慈惠會 ハ、近江婦人慈善會保 育所 ト、因伯保兒院 チ、福井保育所 リ、長崎孤兒院 ヌ、長崎淳心園 ル、大和育兒院
	(5) 免囚保護 イ、女子免囚保護兩全 會 ロ、下關保護院 ハ、京都感化保護院 ニ、東京齋修會
	(6) 布教補助 イ、監獄教誨費 教育事業補助 イ、京都高等女學校 ロ、敬愛實科女學校 ハ、千代田高等女學校 ニ、東京盲人技術學校 ホ、崇徳女學校 ヘ、京都幼稚園 ト、萩婦人會修善女學 校
	(7) 感化事業 イ、臺北成德學院 ロ、南豐慈善奉公會教 養院、感化院循誘 學館 ハ、福岡縣代用感化院 福岡學園 ニ、鹿兒島代用感化院 錦江學院 ホ、三重感化院

寺 願 本

本願寺の現勢 一六〇一

チ、國館高等女學校
リ、札幌高等女學校

(8) 其他ノ補助
イ、救濟事業研究費

内外開教表

支那之部

(大正七年十二月末現在)

布教所々在地	布教者員數	布教所種別	檀徒	信徒	備考
大連	二〇	院	〃	九、〇〇〇	幼稚園、免囚保護事業、日曜學校の設けあり
旅順	〃	院	〃	八〇〇	日曜學校
柳屯	〃	院	〃	一五〇	日曜學校
瓦房店	〃	院	〃	七五〇	日曜學校
熊岳	〃	院	〃	一五〇	日曜學校
營口	〃	院	〃	三〇〇	日曜學校
遼陽	〃	院	〃	一、二六〇	日曜學校
撫順	〃	院	〃	三、〇〇〇	同

寺 願 本

本願寺の現勢 一六一一

奉天	本溪	安東	鐵嶺	開原	長春	ハルビン	青島	上海	漢口	北京	香港	鞍山	臺東	滿洲	計
四	一	一	一	一	二	三	三	三	三	二	一	二	一	一	三
院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一、五五〇	一、七五〇	九〇〇	七五〇	二五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六五〇	九〇〇	二、三〇〇	一、五〇〇	五〇〇	二、五〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇、〇一〇
同	同	同	同	同	幼稚園、日曜學校	幼稚園、日曜學校	幼稚園、日曜學校	日曜學校	同	同	日曜學校	同	同	同	日曜學校

朝鮮之部

(大正七年十二月末現在)

本願寺

布教所々在地	布教者員數	寺院	教會	說教所	檀徒	信徒	備考
京城	六	一	三	一	五、二三	四、七〇	開教々務所ヲ置ク
龍山	三	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
仁川	二	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
高陽郡紙	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
永登浦	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
忠州	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
水原	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
大田	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
江景	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
群山	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
全州	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
金堤	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
全里	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
金里	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	
裡	一	一	一	一	二、〇〇〇	一、八四〇	

本願寺

布教所々在地	布教者員數	寺院	教會	說教所	檀徒	信徒	備考
水浦	二	一	一	一	一、四〇〇	一〇	開教々務所ヲ置ク
光州	一	一	一	一	七三	一〇	
松里	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
順天	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
麗州	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
長興	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
大邱	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
金泉	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
慶山	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
慶州	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
永川	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
釜山	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
草梁	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
古館	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
絶島	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	
鎮影	一	一	一	一	一、四〇〇	一〇	

寺 願 本

本願寺の現勢

一七二

大 豐 眞 留 長 喜 落 本 床 羽 泊 名 久
 泊 原 岡 加 濱 内 合 斗 丹 舞 居 寄 内
 春 母

布教所々在地

員布教者數

兼

寺別院
 教會
 說教所

檀徒

二八 三〇 六二

信徒

六七 興 三 三 三 五 九 四 三

備

考

樺太之部

(大正七年十二月調)

寺 願 本

本願寺の現勢

一七〇

新 南 鹿 蕃 宜 花 塩 苗 臺 豐 林 吉 阿 打 膨
 計 薯 蓮 水 田 田 野 湖
 竹 投 港 蔡 蘭 港 港 栗 南 村 村 村 縦 狗 島

員布教者數

兼

寺別院

教會

說教所

檀徒

信徒

備

考

本願寺の現勢 一三四

寺 願 本

龍谷中學校	教職員數 二	免狀所有者 一〇
生徒數 四〇	俗僧 一五五	三〇五
入學志願者 (大正七年度) 二五	内入學者 二元	
卒業生 三六		
北陸中學校	教職員數 二	免狀所有者 三
生徒數 二五	俗僧 一五	三三
入學志願者 (大正七年度) 一六	内入學者 二	
卒業生 三三		
京都高等女學校	教職員數 三	
生徒數 四九		
入學志願者 (大正七年度) 三〇	内入學者 二七	
相愛高等女學校	教職員數 二	
生徒數 五九		
入學志願者 四二	内入學者 一五	

佛教講習會開催數

千代田高等女學校
 教職員數 二
 生徒數 六四
 入學志願者 二八、内入學者 二

寺 願 本

本願寺の現勢 一三五

北海道	教職員數 二	免狀所有者 一〇
奥羽	生徒數 二七	俗僧 一五
東京	入學志願者 (大正七年度) 二五	内入學者 二元
長野	卒業生 三六	
新潟	北陸中學校	教職員數 二
富山	生徒數 二五	免狀所有者 三
高山	入學志願者 (大正七年度) 一六	内入學者 二
石川	卒業生 三三	
福井	京都高等女學校	教職員數 三
滋賀	生徒數 四九	
	入學志願者 (大正七年度) 三〇	内入學者 二七
	相愛高等女學校	教職員數 二
	生徒數 五九	
	入學志願者 四二	内入學者 一五

大正七年度

組數	三
開催數	二七
計	三〇

本願寺認可日曜學校統計

(大正八年三月調査)

本願寺		教區	
北海	道	日校數	兒童數
二	四	二	二,八〇〇
東	京	日校數	兒童數
八	四	二	八,〇〇〇
新	瀨	日校數	兒童數
一	四	二	二,〇〇〇
長	野	日校數	兒童數
三	三	二	二,〇〇〇
富	山	日校數	兒童數
三	三	二	六,〇〇〇
高	岡	日校數	兒童數
〇	〇	二	二,〇〇〇
石	川	日校數	兒童數
二	四	二	二,八〇〇
愛	井	日校數	兒童數
二	四	二	二,八〇〇
愛	知	日校數	兒童數
八	八	二	二,〇〇〇
三	重	日校數	兒童數
三	八	二	二,〇〇〇
岐	阜	日校數	兒童數
三	三	二	二,〇〇〇
教區		日校數	兒童數
滋	賀	二	二,六〇〇
京	都	四	八,〇〇〇
奈	良	八	二,〇〇〇
大	阪	二	四,八〇〇
和	歌	三	五,〇〇〇
兵	庫	九	九,八〇〇
四	州	二	四,二〇〇
山	陰	二	二,五〇〇
備	後	二	三,〇〇〇
安	藝	八	一,六〇〇
山	口	一	二,〇〇〇
福	岡	二	四,〇〇〇
教區		日校數	兒童數
北	豐	二	五,八〇〇
南	豐	九	一,八〇〇
佐	賀	八	一,六〇〇
長	崎	九	一,八〇〇
熊	本	五	一,〇〇〇
鹿	兒	三	四,〇〇〇
臺	灣	二	二,〇〇〇
朝	鮮	七	三,四〇〇
樺	太	四	八〇〇
支	那	八	一,六〇〇
計		五二	一九,〇〇〇

兒童數は日々異動ありて正確なる統計取り難し現在一校平均假りに二百名の割當

(本願寺の現勢、教務部調)

大正八年四月五日印刷
 大正八年四月十日發行
 大正八年四月廿五日再版發行

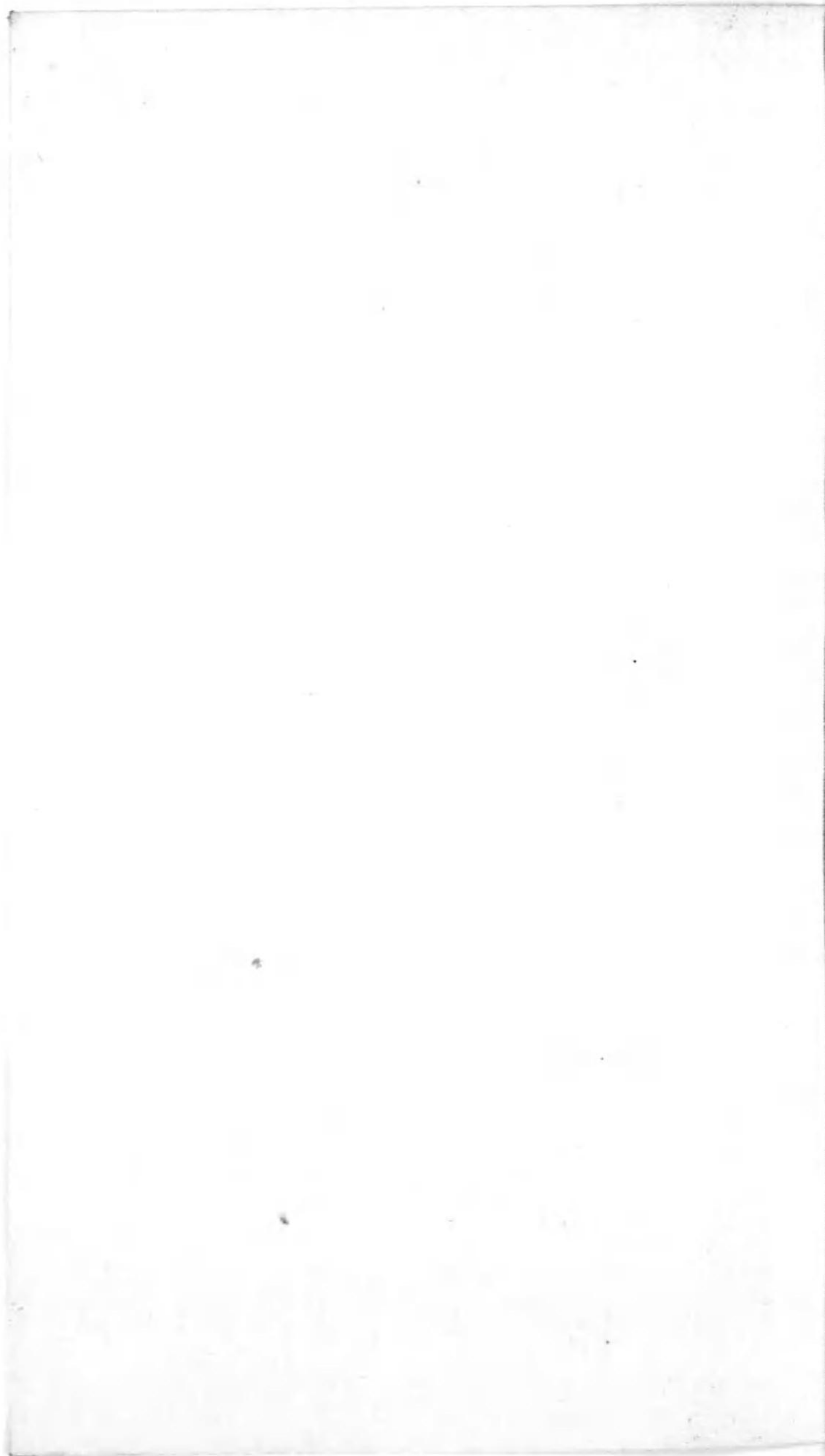
(本願寺奥附)



發行所

本派本願寺教務部

編輯者 北 畠 玄 瀛
 京都市堀川花屋町下ル本願寺内
 發行者 利 國 靜 意
 京都市堀川花屋町下ル本願寺内
 印刷者 清 水 精 一 郎
 京都市油小路御前通上ル



發刊詞

本館不圖半道而廢

印

部

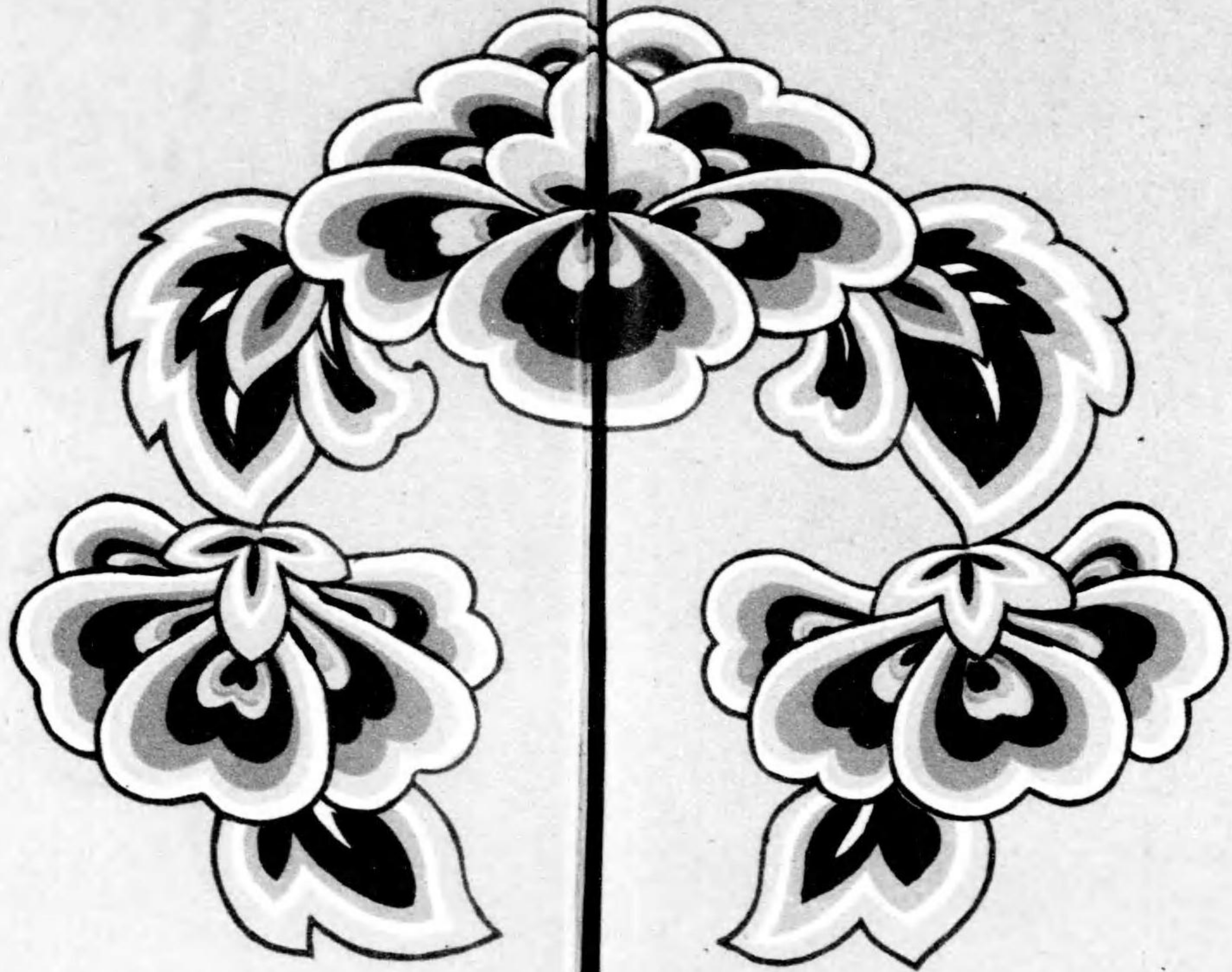
一

鴻

格

...

1st
1067



終

